

民生福祉常任委員会会議記録（条例等審査）

1. 日 時	令和4年12月1日 9:30～15:55
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	上田英樹委員長、園田依子副委員長、前田えり子委員、小嶋政行委員
4. 欠席議員	河南克典委員
5. 参考人	なし
6. 傍聴人	なし
7. 会議に付した事件	<p>議案第69号 丹波篠山市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第80号 財産の無償譲渡について</p> <p>議案第70号 丹波篠山市印鑑の登録及び証明に関する条例及び丹波篠山市火入れに関する条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第74号 丹波篠山市ワクワク環境みらい都市宣言の制定について</p>
8. 議事の経過	<p>日程第1 議案第69号 丹波篠山市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例 及び</p> <p>日程第2 議案第80号 財産の無償譲渡について</p> <p>【市民生活部】</p> <p>■市民安全課より議案説明資料に基づき説明</p> <p style="text-align: center;">＜主な質疑応答等＞</p> <p>小嶋委員 譲渡後は、大沢自治会にて自治会の公民館のように、今後の維持管理等を地元でしていただくというような内容になっているのでしょうか。その辺りの決め事があればお願いします。</p> <p>市民生活部 おっしゃられましたとおり無償譲渡後の管理また維持管理も含めて、大沢自治会でお願いするということになっています。また、従来より地域の公民館として利用されていますので、地域コミュニティの場として今後も活用いただくこととなります。</p> <p>小嶋委員 前例があったのかどうか。また、今後、こういうようになる可能</p>

市民生活部	<p>性があるものがあればお伝えください。</p> <p>今までについては、新旧対照表の中にも書いてありますが、最近 は味間北、そして草山本郷のコミュニティ消防センターという 2 事 例があります。これも同じような形で地域のコミュニティ施設でも あったというものでございます。</p> <p>今後においては、この新旧対照表でいうと、篠山口駅西コミセン が削除され、残りの分についてはコミュニティ施設ではなくて消防 団の車両が入ってる分団詰所という扱いになっておりますので、今 後、この条例に関して、これ以上、同じような形で削除になっていく ものは、市民安全課が管理してる分ではございません。</p>
前田委員	<p>コミュニティ消防センター条例とは別に、地区コミュニティセン ター等に関する条例がもう一つあって、その中でも同じな名称のコ ミュニティ消防センターという表記があるんですけども、それは機 能的には同じ扱いなんでしょうか。例えば住吉台コミュニティ消防 センターがあります。</p>
市民生活部	<p>住吉台とか、最近建設された大山の緑の会館であるとか、各校区 に一つ会館があるようなものについては、丹波篠山市地区コミュニ ティ等に関する条例にて、地区コミュニティセンターという防災拠 点の施設やコミュニティ施設として利用されています。また、住吉 台については、規模が大きいということで過去にコミュニティ消防 センター条例にありましたが、平成 12 年度に、地区コミュニティセ ンター等に関する条例のほうに改正されたという経緯があります。</p> <p>当時、起債を使って建物が建ってます。今回の駅西コミュニティ 消防センターにつきましては、地域総合整備事業債というものがあ り、その起債を使ったために、コミュニティ消防センター条例とな っております。</p>
前田委員	<p>成り立ちというか、つくったときの経過で違うということなんで すけども、機能的には同じだと思うんです。その所管されるところ が市民安全課と、もう一つの条例の方は他の課で管理されているの でしょうか。</p>
市民生活部	<p>今現在、ここに載せております分につきましては市民安全課にな るのですが、他のものについては管財契約課が管理していましたが、 今年 4 月から各支所にあります地域振興課が管理していますので、 大山の緑の会館であれば丹南支所が管理しています。</p>
前田委員	<p>すいません、直接この無償譲渡の件とは違うのですが、条例の設 置の目的が違うと思うんですが、機能的には変わらない扱いにはな</p>

<p>市民生活部</p>	<p>ってるんでしょうか。コミュニティ消防センター条例に規定されてるセンターは安全ということ、もう一つのほうは地域の会合とか、地域のコミュニティの部分に重きを置かれています。特に安全面での管理の仕方、連携の仕方というあたりはどうなってるのかなと気になります。</p> <p>おっしゃられましたように、どちらも実態については地域のコミュニティ施設であるということは共通であります。ただコミュニティ消防センター条例には、コミュニティ、プラス災害発生時における防衛活動を行う拠点とするというものになっております。耐震とかについてはどの施設でも市が管理してる分については出来ていますが、より安全な施設というよりも、コミュニティ、プラス防災の視点を取り入れて建てているという違いがあります。</p> <p>また、駅西コミセンであれば、分団詰所が古かった時は年末警戒で使われたり、自治会長にも確認しておりますが災害時には避難所としても使っているということですので、ほかの地域の公民館と同じになります。</p>
<p>前田委員</p>	<p>そうすると、無償譲渡されることで、今後、市との関係というか、安全面での関係で特に変わるところはありますか。</p>
<p>市民生活部</p>	<p>変わりはありません。無償譲渡になっても、今まで地域で防災活動が根付いているというところもありますので、いざ有事のときも開放して今までどおり使用されていくというところで、地域にとって何か支障が出てくるということはないと考えております。</p>
<p>上田委員長</p>	<p>今年度、改修修繕工事が完了したということなんですけども、大体どのような工事が完了したのか。</p> <p>また今回、無償譲渡されることによって、当分の間、大沢自治会が修繕するところはないのか。その辺を教えてくださいと思います。</p>
<p>市民生活部</p>	<p>令和 2 年 12 月に無償譲渡について自治会に合意を得ました。令和 3 年度において自治会の役員さんと、市の市民安全課と管財契約課の職員で、2 度、3 度と協議しまして、自治会が修繕してほしい箇所をピックアップさせていただいて、今年度、工事を着工したところです。主な内容としましては、センターの屋根の塗装、雨どいの取替え、外壁の洗浄と塗装、屋外階段の防水の改修、玄関の前の一部タイルを張り替えしております。会館の中につきましては、トイレをウォシュレットに取替え、照明器具について、誘導灯も含めて LED に取替えました。またエアコンを全て更新し、網戸について</p>

も全て張り替えをしたところですが。また、横にある平屋の倉庫の屋根の防水改修などを行い、当分の間自治会にて修繕はないと考えています。

日程第3 議案第70号 丹波篠山市印鑑の登録及び証明に関する条例及び、丹波篠山市火入れに関する条例の一部を改正する条例

■人権推進課より議案説明資料に基づき説明

＜主な質疑応答等＞

前田委員

本会議で、性別表記のある公文書を調べたところ268件あって、そのうちの75%を削除するというご説明がありましたが、もうちょっと詳しくご説明していただけますか。

市民生活部

条例そのものに様式ですとか性別欄、男女の別を規定しているのは珍しいほうでございまして、規則ですとか要綱のほうで規定している様式がほとんどです。それを調べましたところ先ほどおっしゃっていただいた件数がございました。当然のことながら、医療福祉に関することですとか、例えば学校関係でしたら更衣室の別とか、就学の関係で男女の別というのが必要な部分があります。法令に基づくものとか、業務に絶対必要なものを除いて、特段、性別を記載する必要性のないものがたくさんございましたので、それらについて削除を進めていくということでございます。

小島委員

該当する条例が2本だけということですが、例えば、現場で今の条例にはなっていないけども男性女性という記載がある書類に申込者、記入者が書きたくないとなったら、それはもうそういう判断でいくということではないでしょうか。

市民生活部

先ほども説明させていただきましたが、今回、公文書について、性的マイノリティの方に配慮して、性別表記欄を削除するという指針を定めましたので、これに基づいて市が取り扱っております申請書や、市から交付する文書につきまして、可能な限り性別欄を廃止して、性的マイノリティの方が申請書などを記入するときの精神的な負担軽減を図ろうとするものです。条例につきましてはこの二つですが、そのほかに議決を要しない規則や要綱を含めると、先ほど前田議員からもおっしゃっていただきましたが、削除が可能なものが、全体の約75%、202件ございましたので、こちらにつきましても4

月 1 日に向けて削除する方向で規則要綱の改正を行う予定としております。このため、申請書の様式の中から性別欄がなくなるということになります。

園田副委員長

小島委員と同じような質問になるかとは思いますが、今回、パートナーシップ制度を導入されるということで、本市としてもひとつ進んでいっているのかなというふうには感じます。性的少数者等への配慮や性別記載の必要性などを市としてどのように考えて整理をされているのかということの中で、今、印鑑登録について取り上げていただいております、総務省からも住民票記載事項証明書とくに性別表記がなくても差し障りのないとの通知が来てるかとは思いますが、今回システム改修をされる中で、こういう自治体の裁量が任されているというようなことも言われてますので、その辺もあわせて、これからの取組をお伺いしたいと思います。

市民生活部

今後ですけれども、調査を行い性別記載欄が不要というものについて、議決を必要としない要綱規則などは改正をしていきます。ただ、どうしても必要なものというのがありますので、それについては残します。また、不要けれどもシステム改修が伴うものについては、あえてこのタイミングでするのではなく次回のシステム改修のときに合わせてやるほうが合理的ですので、そのタイミングで改修をしていきます。印鑑登録証明書はシステム改修が必要ですが、これは非常に象徴的な部分ですので、市の判断として、このパートナーシップ制度を導入するタイミングで経費がかかりますけれども改修をします。また、住民票記載事項証明書につきましては、今のシステムで消せるということですので消させていただくという方向でございます。

上田委員長

本会議の説明でも、今の委員会の説明及び資料でも、性別表記の件については十分な説明をしていただいたのですが、火入許可申請書の氏名のマル印を削除することについては何も説明がありません。これについては、なぜこれを削除するのか。そして、ほかの条例で印があるものはないのか。その辺の経過と説明をお願いいたします。

市民生活部

なぜこの丸印のみを削除するのかということなんですが、現在、DX化ということもありまして、印鑑が不要なものについては様式から削除していきこうという流れでございます。その中で市として要綱規則にある丸印の部分について、1,000 幾つかあるんですけれども、その改正の準備を進められています。ただ、この火入許可申請

書については男女の別を削除するのですが、今回、条例改正をさせていただきますけれど、印鑑についてを精査して削除するときにはまた上程するというのもいかなものかということで、この男女の別を削除するのに合わせて印を削除させていただくという整理の仕方でございます。

上田委員長

これだけが先行しているということわかりました。そうしたら、ほか条例等で丸印のものがどのぐらいあるのか。また、その条例改正はいつ上がるのか。その辺も見据えた中で今回の先行的な改正だと思っんですけど、その辺のご説明をお願いします。

市民生活部

押印の関係につきましても、すでに担当課で調査をされ、廃止に向けて条例改正の準備を進められています。条例につきましてもこの火入れに関する条例も含めて7議案がありますが、規則要綱を合わせますと1,000を超えます。今、確実にいつの時期に改正を行うということは申し上げられませんが、早期に廃止に向けた改正を検討していると聞いております。

上田委員長

最後の改正までの流れが確定していなければ、この印鑑だけを削除するのはおかしいと思います。他のものはしません、これだけ削除しますというのであれば何らかの理由が必要です。ですので、その辺は2度手間になってもいいので、今回は性別欄を削除する、次のときに印鑑を削除するということが必要だと私は思います。だから今後、削除する方向で庁内で検討されているのであれば、きっちりとした庁内で詰めをされて、ほかの部分については、令和5年3月議会でやります、だからこれだけ先行するんですというような説明が必要ではないかと思っんですけど、その辺はどうでしょうか。

市民生活部

押印削除についても、早急に行うよう、庁内で検討を進めます。

上田委員長

わかりました。そしたら、今のことでもうちょっとお聞きするんですけど、この押印削除について条例改正はどこの部署が担当されますか。

市民生活部

調査そのものは財政課でされたんですけども、要綱規則、その他、条例の改正につきましても総務課のほうでされると伺っております。

日程第3 議案第74号 丹波篠山市ワクワク環境みらい都市宣言の制定について

【環境みらい部】

■農村環境課より議案説明資料に基づき説明

<主な質疑応答等>

上田委員長

説明が終わりました。今の説明では、丹波篠山市ワクワク環境みらい都市宣言と、ワクワク環境未来都市宣言によるその後の環境市民行動丹波篠山SDGsという2つの説明だったんですけども、議会案件につきましては、環境市民行動につきましては参考としていただけたらいいと思います。丹波篠山市ワクワク環境みらい都市宣言のほうが、議決案件でございますので、こちらのほうを中心に各委員からご質問等をよろしくお願い申し上げます。

小島委員

まず、なぜこれが必要かというところがあります。環境基本条例があり、そして以前には気候非常事態宣言がありました。説明の2ページで、目的のところの図を見ると、気候非常事態宣言が対応している範囲が囲ってあり、それ以外の相当の部分を今回の宣言でやろうとしてみえますけども、まず一つ、この宣言に対して市環境審議会から出た主な意見があればお伝えください。

環境みらい部

検討会といいますかワーキングを2回ほどさせていただいて、本当にいろいろな意見をいただいたところです。大きく総括をいたしますと、「未来感」、「ワクワク感」、「自分事感」というようなキーワードでまとめられるご意見をたくさんいただいたところです。自分で行動しようとか、未来を見据えた行動をしようとか、あとワクワクできることは何か、環境に取り組む中で各自でできるようなことはどんなことか、というようなご意見をいただいたところです。それらを宣言に落とし込むのには「自分事感」というようなところがございましたので、今回後ろにつけております市民が積極的に行動していけるような形で取りまとめをさせていただいたということです。

小島委員

過去にもいろんな宣言があったり、いろんな取組があるんですけど、やっぱり実際にどういうふうにそれを市民の方や事業者さんにも協力してもらおうかというところが必要かなと思うので、個人的な思いとしては、今の宣言の中で、例えば具体的に数値を入れてもらうとか、何かそうするほうが、市民の方にはわかりやすかったかなという気がします。今後、そういうふうな取組を展開されようとするのか、その辺りと、あと、相当分野が広いので、様々な分野を横断して、農業関係であったりいろんなところも巻き込んでいかないといけないと思うので、この宣言からどういうふうに市内の部局を

超えた取組をしようとしているのかお願いいたします。

環境みらい部

まず今回の考え方といたしましては宣言文を議案のほうに付けさせていただきますいておりますが、それを読まれた場合に具体的な行動というのが想像しにくい部分がございます。具体的な数字等々も入れていくというのも一つの方法であるとは思いますが、この宣言を受けて具体的な行動を別紙でまとめさせていただくという方法がわかりやすいのではということ、具体的な事例として、「丹波篠山SDGs」ということでつけさせていただいているところでございます。

宣言の範囲が環境分野全体に広がるというところでございますが、従前から環境基本計画を進めていく中で農業とのかかわりでありましたり、地域整備課とのかかわりでふるさとの川づくりであったり、様々な部署と連携をしてきているところでございます。今回の宣言を踏まえまして、もう一度、しっかりと連携していけるよう取り組んでいきたいと考えています。

前田委員

この宣言だけでは本当に具体的なことがわからないというか、大きくみんなで行っていきますということですが、この市民行動でかなり具体的に示されてるので、その点は本当に市民一人一人に、こういうことをしないとイケないのかなっていうのが理解できると思うんです。

一つ気になるのは市民っていうのを、事業者、行政の方を含む丹波篠山市の環境に関わる全ての主体を指しますというふうにされていて、それは分かるんですけども、やっぱり一番大きなところは企業の姿勢というか、企業の取組だと思っんです。そういうところ辺はもう少し具体的にならないのかなというような気がしたんですけども、いかがでしょうか。

環境みらい部

市民さんの行動に関するものが確かに多いところでございます。この環境市民行動「丹波篠山SDGs」につきましては、また何かご意見とかこんな行動もあるよというようなご提案等々を受けましたら事務局のほうで議論をさせていただいて、いいものについてはまた追加をさせていただくというようなところも考えております。その中でご指摘をいただきました事業者向けの部分についても考えていきたいと思っております。

園田副委員長

この宣言をうけて、市民の方が自分事として、どうしたら環境がよくなるのかなと考えてもらうのが大事な取組だと思います。市内の環境をよくするっていうのは一人一人が本当に意識を持って取り

組むということが1番大事なことだと思いますので、細かく、わかりやすく提案していくということが大事かなと思うんですけど、その辺の市の考え方というか取組、市民に対してどういうふうにするかお考えをお伺い出来たらと思います。

環境みらい部

丹波篠山市では平成22年に環境基本条例を制定しまして、そのあと第一次、第二次環境基本計画をもとに、環境施策に積極的に取り組んできました。その広がり、また認識であったりとか、実際に行動されている、取組をされてるということが広がっているのかというと、まだまだ不十分なところがたくさんあると思っております。やはり、丹波篠山市の最大の魅力であります自然環境でありましたり、生活環境をしっかりと守って次世代へつないでいくためには、多くの市民の方が行動していただくということが、おっしゃっていただいたとおりでと思っています。今回このような形で宣言をさせていただいて、これを契機に、もう一度、施策を見直したり、考えていったり、強化をしていったりと思っていますが、具体的に今、これから何をやるっていうところはこれからしっかりと検討させていただきたいと思っています。

園田副委員長

市内全般的にも、やっぱりごみの問題とかが1番大きな課題になっていくのではないかと思います。この間、民生福祉常任委員会の視察に行かしていただいた中で、九州では本当にごみの分別がしっかりと出来ているっていうような環境を見させていただいたときに、丹波篠山市民の一人一人の意識を変えていくっていうことが本当に大事ななというふうに感じたところですけども、そこに至るまでには本当に簡単にいく状況ではないなっていうことも私自身感じました。そののところも一つ一つこういう宣言をする中で意識づけていただけるような、新たな細かな言葉の投げかけとかいうのが大事になってくると思いますので、その辺もあわせて、その覚悟で取り組んでいただけたらというふうに要望したいなと思います。

上田委員長

根本的なことから一つお聞きしたいと思います。先ほど言いましたとおり、環境みらい都市宣言が議決案件ということで、説明資料の中で1項目は世界的なSDGsに整合すると、2項目目はゼロカーボンに整合する。3項目目は自然環境等に整合する。4項目目は農業林業等に整合する。5項目目は生活・暮らしに整合するというのが上がっています。この環境みらい都市宣言につきましては、市環境審議会でも令和3年度2回ほど審議されて、令和4年度もワークショップを開催し作成されているというその過程については、十分

に市民のことを聞かれてつくられたことが分かるんですけど、整合するだけではなく、この1項目ずつに、これはこういう思いを持ってこれを入れたんですと市民の方に説明しなければいけません。1項目ずつこれはこのような思いを持って宣言に入れたという内容をまず教えていただきたいと思います。

環境みらい部

まず1項目目でございますけども、市民一人一人がしっかりと環境問題について意識をされて行動していただきたいという思いがございます。これについて、まだまだ広がっていないというようなところがございますので、さらに広報等々をしっかりと進めていきたいという思いでございます。

二つ目につきましては、脱炭素社会の実現でございます。これについては世界の流れの喫緊の課題と考えてございます。1月にも気候非常事態宣言を表明しております通り、市民の皆様にご理解いただき、実践していただくような取組を進めていきたいという思いでございます。

3点目につきましては、丹波篠山の最大の魅力であります自然環境、農村環境をしっかりと保全をしていくというところでございます。こちらも皆様に十分認識をしていただいて一緒に共生するまちづくりを進めていきたいところでございます。

4点目の農都宣言のまちというところでは、丹波篠山市の基幹産業であります農業を進めていくところでは、やはり環境に配慮した農業を進めていくということと、有機農業ということで、オーガニックビレッジ宣言に向けて取り組んでいるというところもございますので、市民の皆様環境に配慮した農業をさらに進めて行っていただきたいというところで、宣言の中に入れさせていただいております。

最後の項目でございますけども、今ある豊かな自然環境が、ただあるのではなくて、昔から皆様がしっかりと守ってきていただいたものだということがございます。そのような環境を守り、良好な景観を創造するまちづくりをさらに進めていきたいという思いで上げさせていただきます。

上田委員長

そうしたら、この5項目で、全て今回の丹波篠山市の環境みらい都市としての内容を網羅をしているというような考え方でよろしいでしょうか。

環境みらい部

5項目につきましては、丹波篠山市が今後取り組んでいく環境施策を網羅していると考えております。

上田委員長	資料の環境市民行動「丹波篠山市SDGs」について、米印で小さく「市民は事業者や行政などを含む丹波篠山市の環境に関わる全ての主体を指します」と書いてあります。例えば、丹波篠山市自治基本条例では、市民というのは、市内在住・在勤の方、また事業者の方を市民とって、行政は市というように位置づけられています。だから、市民一人一人がというのは分かるんですけども、今後の展開の中で具体的にされるのであれば、先ほど事業者の取組が大事ですという委員の意見も出ていましたが、やはり市がやること、事業者がやること、そして、そこに住んでおられる方がやること、それらをもう少し明確にして、宣言された後、進めていくべきではないかなというふうな感じがするんです。具体的な取組として、そのほうがわかりやすい感じがしますし、丹波篠山市自治基本条例では市と市民ということは完全に分けられておりますので、そう思うんですけど、その辺の考え方はどうでしょうか。
環境みらい部	はい、ご意見ありがとうございます。環境基本条例も同じく市、事業者、また市民で分かれているところがございます。確かにそういう観点から見ますとわかりづらい部分があるかと思っておりますので、施策を進めていく中で、それぞれの立場、それぞれの方にわかりやすく伝えられるような方策を考えていきたいと思っております。
上田委員長	この環境みらい都市宣言を広く市民の方々に知っていただくときには、今回の宣言は、市民というのは、行政も含めて市民としているんですけど。それを大きく示すべきではないか。この環境みらい都市宣言とは別に広報のときに知らすべきではないかというふうに思いますし、そのようにしていただきたいと思っておりますけど、その辺はどうですか。
環境みらい部	はい、わかりました。その辺りも工夫しながら広報等していきたいと思っております。
上田委員長	それと宣言の理念が5項目あるんですけど、環境みらい都市宣言はこのようなことをもってやるんです。あとの行動計画については、次の手段であるというところはきっちり分けて進めるべきではないかというふうに考えておりますので、その辺も考慮いただいたらありがたいと思っています。 もう1点。今回、環境未来都市宣言をされている自治体も調べたりしたんですけども、やはり宣言をするだけではどうしようもないと思います。私が少し調べた中で、地方創生の中で環境未来都市構想というのがありまして、これは内閣府が指定されまして、令和4

年度も兵庫県では多可町、加西市が令和 4 年度に SDG s 未来都市の選定を受けておられます。市民等または行政がこうしよう、ああしようというのではなく、やはりこのような内閣府が示した環境未来都市構想もこの宣言と一緒に、今後、庁内のほうで検討されてはというふうに思いますけれど、その辺はどうでしょうか。

環境みらい部

環境モデル都市でありましたり、環境未来都市というような内閣府がしていることだと思いますが、今回、環境みらい都市の未来が、平仮名になっているのは、こういうものと混同しない形で未来というところを平仮名にしているところがございます。事務局でも意識をしていたところですが、こちらを進めていくというところではコンパクトシティ化、交通体系の整備、また再生可能エネルギーとか森の保全等の活用とかが必須条件に上がってきているので、今すぐにはなかなかハードルが高いかなと認識をしております。なので今回の宣言を受けて、進んでいく中で、市としてこういうことが出来そうかなというときにはしっかりと進めていきたいとに思います。

上田委員長

私は一つの事例を申し上げただけで、これをしてくださいと言っているわけではありません。市民がこれしましょう、行政もこれしましょうというのであれば、単なる思いだけじゃなくてアンテナを広げて環境施策に対する市の施策とか、市の補助金とか事業とか調べた中でやっていったほうがより良いものになっていくし、ここに書いてます財政的なものも、今回の市民行動がありますので、そちらとしても絶対有利になると思います。だから宣言をしたら終わりではなく、そして、皆さんこうしましょうという実施項目だけではなく、国の施策とか事業とかアンテナを広げていただいて、環境みらい都市宣言以降の施策をやっていただきたいなという思いがあって、私が示したのは一つの事例ということで、そのような思いを述べました。そのとおりやっていただいたら大変ありがたいなというふうに思っていますけど、部長、何か見解ございましたら、よろしくお願ひ申し上げます。

環境みらい部

おっしゃっていただいたように、そういうモデルになる都市になるように、今回の宣言が生きるように、それをもとに今おっしゃっていただいたように、国のいろんな支援も受けられるモデル的な都市を目指せるように行動をまずしていかなければならないというふうに、今、感じておりますので宣言を頑張ってやっていきたいと思っております。

小島委員

環境市民行動について 1 点だけお願いしておきたいんですけど

も、この前も視察に行かしていただいて、例えば、生ごみを家から3割カットして頑張って減らしましょう。そのためにコンポストを無償で提供するとか、何かそういう数字であったり、目に見えて、また市民が行動しやすい支援が要るのかなと思うので、ぜひ今後そういうあたり検討していただきたいと思います。

環境みらい部

はい、先般、民生福祉常任委員会の行政視察をさせていただいておりました。確かにキューロを全戸に貸与しておるといふような情報もおっしゃっていただきました。丹波篠山市のほうにつきましても、やはりごみの削減というのを大きなテーマに挙げております。プラごみの一括回収に向けて尽力しておりますが、やはり、生ごみの率も多くございますので、そういったことも今後、察急に考えて、そういうのを市民全員、全世帯に波及していくような形で考えていきたいと思います。

上田委員長

最後1点だけ。今回の宣言というところで、一つは宣言をします。そして皆さんにやっていただくところを示しますというのが環境みらい都市宣言です。それと丹波篠山市環境基本条例については、森、空気、水、環境を創造し、それを次世代に築いていくため条例を定められております。また別途6年の第2次丹波篠山市環境基本計画もあります。様々な条例、計画、宣言がありますので、それを十分整理されて、丹波篠山市の環境を守る、環境をまちづくりに生かすというような中で、きちんとした遂行をいただきたいと私としては思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

また、今後、この施策等が動いていくと思いますので、今後もいろいろなご意見等を各委員からも賜ればというふうに思っております。

日程4 その他

上田委員長 : 本日の案件についての質疑はすべて終了しましたので、議員協議を行います。議員間で議論・確認等をすればよいことがあれば、ご発言願います。

— 意見等なし —

日程5 討論・表決

- 議案第69号 丹波篠山市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例
議案第80号 財産の無償譲渡について
議案第70号 丹波篠山市印鑑の登録及び証明に関する条例及び丹波篠山市火入れに関する条例の一部を改正する条例
議案第74号 丹波篠山市ワクワク環境みらい都市宣言の制定について

— 討論なし —

表決

- 議案第69号 丹波篠山市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例
議案第80号 財産の無償譲渡について
議案第70号 丹波篠山市印鑑の登録及び証明に関する条例及び丹波篠山市火入れに関する条例の一部を改正する条例
議案第74号 丹波篠山市ワクワク環境みらい都市宣言の制定について

— 全員賛成、可決 —

上田委員長 : 以上で、本日の審査はすべて終了しました。議案審査に係る審査報告については、一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

上田委員長 : 異議なし と認めます。それでは、本日の執行部との質疑応答及び意向確認をふまえたかたちで、審査報告を行いたいと思います。

園田副委員長 挨拶

上田委員長 散会宣告

散会